

東浦町地域防災計画の修正要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務としています。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画では、水防法及び土砂災害防止法の改正に関する項目などについて、愛知県地域防災計画の修正を反映させます。

また、原子力災害対策計画では、原子力災害対策指針の全部改正に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映させます。

2 主な修正事項及び修正箇所

【風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画】

(1) 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する制度を創設したため、その旨を追加する。

(資料 2 風水害 P12、資料 3 地震 P9)

(2) ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

地域の防災関係者間が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、町、県が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

(資料 2 風水害 P10、資料 3 地震 P7)

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、町長への報告及び訓練の実施を行うことになったため、必要な修正を行う。

(資料 2 風水害 P2 他)

(4) 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、町長は、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができるこ

ととされたため、記載を追加する。

(資料2 風水害P2他)

(5) 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

水防法の改正に伴い、水防団等に加え、水防管理者から委任を受けた者が緊急時に一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し損失を補償しなければならないなどの記載を追加する。

(資料2 風水害P11)

(6) 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定することや立退き避難を原則とすることとしたため、必要な修正、記載の追加を行う。

(資料2 風水害P5、資料3 地震P4)

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。